

# 独立行政法人大学入試センターハラスメント防止等に関する規則

〔平成23年4月28日  
規則第32号〕

改正 平成25年2月27日規則第1号  
改正 平成26年3月31日規則第6号  
改正 平成28年12月27日規則第16号  
改正 平成30年9月30日規則第25号  
改正 令和2年3月31日規則第99号  
改正 令和7年2月28日規則第1号

## 独立行政法人大学入試センターハラスメント防止等に関する規則

### (目的)

第1条 この規則は、独立行政法人大学入試センター（以下「センター」という。）における健全で快適な職場環境を損なわないために、ハラスメント等の人権侵害の防止及び排除のための措置並びに人権侵害に起因する問題に対応するための措置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 人権侵害 役職員が他の役職員、委員等又は関係者に対して行うセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、職場における妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント及びその他広く人格に関わる事項における差別的な言動及び取扱いをする行為
- 二 セクシュアル・ハラスメント 職場において行われる性的な言動に対する役職員、委員等又は関係者の対応により当該役職員がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により役職員、委員等の就業環境が害され、並びに関係者等が不当な不利益を受けること。
- 三 パワー・ハラスメント 職場において、職務上の地位や影響力に基づき、相手の人格や尊厳を侵害する言動を行うことにより、その人や周囲の人に身体的・精神的苦痛を与え、その就業環境を悪化させること。
- 四 職場における妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント 職場において役職員及び委員等に対する次に掲げる事由に関する言動により当該役職員及び委員等の就業環境が害されること。
  - イ 妊娠したこと、出産したこと、及び妊娠又は出産に起因する症状により勤務することができないこと若しくはできなかつたこと又は能率が低下したこと。
  - ロ 妊娠、出産、育児又は介護に関する制度又は措置の利用
- 五 人権侵害に起因する問題 人権侵害のため役職員及び委員等の就労上の環境が害されること、及び人権侵害への対応に起因して役職員が就労上の不利益を受け、あるいは雇用不安を持つこと、並びに関係者が不当な不利益を受けること。
- 六 役職員 役員及びセンターが雇用する職員
- 七 監督者 役職員のうち、役職員を管理・監督する地位にある者

八 委員等 理事長が委嘱した委員等、センターが受け入れた研究員、その他センターに勤務する前号に定める者以外の者

九 関係者 センターと業務上の関係を有する業者等  
(役職員等の責務)

第3条 役職員及び委員等は、健全で快適な職場環境を醸成し維持することに努め、ハラスメント等の人権侵害を行ってはならない。

2 役職員及び委員等は、この規則に基づいて行われる調査又は確認については協力を求められたときは、これに応じなければならない。

(理事長の責務)

第4条 理事長は、第1条の目的を達成するため、センターにおける人権侵害の防止及び排除に関し、必要な措置を講ずるとともに、センターで人権侵害に起因する問題が発生した場合には、その解決に向けて、迅速かつ適切に対応しなければならない。

(監督者の責務)

第5条 監督者は、人権侵害の防止及び排除等に努めるものとする。

2 監督者は、自らが管理・監督する者に人権侵害に起因する問題が発生したことを知った場合には、相談員等に助言を求めるなど、真摯かつ迅速に対応するものとする。

(ハラスメント対策委員会の設置)

第6条 センターに、健全で快適な職場環境の維持、人権侵害の防止及び排除並びに人権侵害に起因する問題の解決その他の施策を実施するため、ハラスメント対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置き、次の各号に掲げる事項について審議する。

一 人権侵害の防止、排除等に関する啓発活動及び研修等の企画立案

二 人権侵害に起因する問題を解決するために必要な事実関係の調査、対策案の検討その他必要な措置

三 その他人権侵害の防止及び排除等に関し必要な事項

(対策委員会の組織と運営)

第7条 対策委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする。

一 理事

二 試験・研究統括官

三 試験・研究副統括官

四 試験・研究統括補佐官

五 部長

六 総務課長

七 理事長が必要と認める者

2 対策委員会に委員長を置き、理事をもって充てる。

3 委員長は、対策委員会を招集し、会務を総括する。

4 委員長に事故があるときには、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

5 対策委員会が必要と認めた場合は、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

6 理事長は、個別の人権侵害に起因する問題に係る審議に際して、委員として関与することがふさわしくないと認める場合は、当該委員を審議に関与させないものとする。

7 対策委員会の庶務は、総務課において処理する。

(ハラスメント調査委員会の設置)

第8条 対策委員会が必要と認めた場合は、同委員会内にハラスメント調査委員会(以下「調査委員会」という。)を置き、人権侵害に起因する問題に係る具体的な事実関係を調査させることができる。

(調査委員会の組織と運営)

第9条 調査委員会に委員長を置き、対策委員会の委員のうちから、対策委員会の委員長が指名する者をもって充てる。

2 調査委員会の委員は、原則として当該案件に関わりのない課、部門等の職員のうちから調査委員会の委員長が選任する。

3 調査委員会の委員長は、調査委員会を招集し、会務を総括する。

4 調査委員会の委員長及び委員の任期は、当該案件に関する調査委員会の任務が終了するまでとする。

5 対策委員会の委員長は、個別の人権侵害に起因する問題に係る調査に際して、委員として関与することがふさわしくないと認める者が生じた場合は、当該委員を解任する。

6 調査委員会の庶務は、総務課において処理する。

(調査手続等)

第10条 対策委員会及び調査委員会は、当事者その他関係する者(以下「当事者等」という。)からの公正な事情聴取その他の方法により、事実関係の調査を行う。

2 対策委員会及び調査委員会は、前項の調査を行うに当たり、役職員及び委員等に協力を求めることができる。

3 調査委員会の委員長は、第1項の調査の結果を対策委員会に報告する。

4 対策委員会は、第1項の調査の結果及び前項の報告内容に基づき対策案を検討する。

5 対策委員会の委員長は、第1項の調査の結果及び前項の検討結果を理事長に報告する。

(相談員)

第11条 センターに人権侵害に関する相談員(以下「相談員」という。)を置き、センターの職員から理事長が独立行政法人大学入試センター組織規則(平成13年規則第1号)第3条第1項各号に規定する部ごとに1名以上指名する者及び総務部長をもって充てる。

2 相談員のうち、総務部長を主任相談員とし、相談員を総括させる。

3 相談員は、人権侵害その他の職場環境を害する問題に関する苦情の申出及び相談(以下「苦情相談」という。)に応じるものとする。

4 相談員は、主任相談員の指示により、当該苦情相談に係る問題の事実関係の確認並びに当事者等に対する指導及び助言等を行い、当該問題に適切かつ迅速に対処するものとする。

5 主任相談員は、必要に応じて関係する監督者と協議する等の措置をとるものとし、苦情相談の内容と対応状況を対策委員会の委員長に報告しなければならない。

6 センターに、苦情相談が迅速かつ適切に処理されるよう相談員を補助するため、相談補助者を置く。

(苦情相談の方法)

第12条 苦情相談は、面談によるもののほか、書面又は電子メール等で行うものとする。

(苦情相談を受ける日時及び場所)

第13条 面談による苦情相談を受ける日時及び場所は、次の各号に定めるとおりとする。

一 日時 毎週月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律に定める休日、年末年始の休日及び創立記念日を除く。）の午前10時から午後5時までの間とする。ただし、苦情相談をする者と苦情相談を受ける者がともに了解した場合は、この限りではない。

二 場所 センター会議室で行うものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りではない。

（プライバシー等の保護）

第14条 相談員及び人権侵害に起因する問題の対処に関わる者は、当事者等のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（措置）

第15条 理事長は、第10条第5項の規定により報告を受けた場合には、その報告の内容を踏まえ、適切な対策を講じるとともに、必要に応じて就業規則等に則った処分又は再発防止のための環境の改善を講ずるものとする。

2 理事長は、人権侵害に起因する問題に関する事実関係の調査の結果及び前項の措置の内容について、当該事案の当事者に通知するものとする。

（不利益取扱いの禁止）

第16条 理事長、監督者、相談員及びその他の役職員は、苦情相談、この規則に基づいて行われる調査又は確認への協力その他人権侵害に関して正当な対応をした役職員に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

附 則

1 この規則は、平成23年5月1日から施行する。

2 独立行政法人大学入試センターセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規則（平成13年規則第41号）は廃止する。

附 則（平成25年2月27日）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月27日）

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成30年9月30日）

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和7年2月28日）

この規則は、令和7年3月1日から施行する。